

第三十一号議案

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例（昭和二十四年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「二四、九六三人」を「二五、一二五人」に改め、同表二の項中「六、七三六人」を「六、七六四人」に、「三、八六三人」を「三、七八三人」に、「二、五一九人」を「二、五二一人」に、「一三、一一八人」を「一三、〇六八人」に改め、同表七の項中「六九四人」を「七一二人」に改め、同表合計の項中「三九、一〇四人」を「三九、二三四人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。